

「小城市都市計画審議会 勉強会」会議録

【開催日時】 令和6年3月28日（木） 15:00～16:15

【開催場所】 小城市役所西館2階大会議室

【出席者】

後藤委員、川久保委員、井手委員、藤田委員、赤松委員、満石委員、
大橋委員（順不同）

10人中7名出席

事務局

都市計画課 永田課長、飯盛副課長、土井係長、鮎川、鶴丸、陣内

オブザーバー

建設課 永ノ間

【傍聴】 無し

【次第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 委嘱状交付
- 5 会長及び職務代理者の選出
- 6 配布資料の確認
- 7 審議会勉強会の公開・非公開
- 8 勉強会
議題 1. 小城市遊水地事業について

議題 2. 多久佐賀道路について
- 9 閉会

小城市都市計画審議会勉強会 議事録

1. 開会

飯盛副課長

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日の司会進行を務めます、都市計画課の飯盛と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小城市都市計画審議会勉強会を開催いたします。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。初めに市長より皆様へご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

市長

はい、皆さんこんにちは。今日は小城市都市計画審議会の勉強会ということで、月末ですね、また年度末の大変お忙しい中にご出席を賜りまして、まずもってお礼申し上げたいと思います。

この都市計画審議会でございますけれども、このまちづくりをこう、考えていく中では、やはりこの都市計画というのは非常に大きな意味を持つという風に思っています。まさにこのまちづくりの元になることじゃないかなという風に思っておりまして、特に小城市は来年の3月をもって丸20年を迎えます。その20年前と今ではですね。やはりこの、まちの景色というか様相もやっぱり大きく変わってきてる部分があるかと思っておりますけれども、そういった中で、当時のその都市計画、そしてまた今現在における、じゃあ都市計画の考え方、そういったものを今後どういう風にこう、見直していくかということも大きなやはり転換期じゃないかなという風に思っています。今日はこの審議会の中では勉強会ということで、遊水地の事業について、あるいはまた多久佐賀道路についてということで、この国の事業に関わって、この事業そのものの内容、あるいはこれに伴ってこの都市計画、この審議会に諮問されること、そういったことも、この審議会の中では関連があるかという風に思っていますので、そういった意味でも、それぞれの皆さんの立場からまたいろんなご意見等々をいただければという風に思っております。

今回、また新たにですね、委嘱状を交付させていただきますけれども、どうか皆さん方には、やっぱり先ほど冒頭申し上げましたまちづくりに非常に大事な審議会でございますので、どうかよろしくご意見申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。またお世話になります。よろしくお願いいたします。

都市計画審議会について

飯盛副課長

はい、ありがとうございました。それでは、勉強会に先立ちまして、都市計画審議会について説明させていただきます。

都市計画審議会設置条例については、本日追加で配布をさせていただいております。小城市都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置され、都市計画に関する調査や審議を行います。審議の結果、答申は小城市の将来の方向性に影響を与えます。本日は、審議会の勉強会であり、情報提供の場となっております。将来諮問される事項についての進捗状況等を報告させていただきます。

委員の皆様は、都市計画の専門家や地域の関係者から選ばれています。任期は令和7年9月30

日までです。専門知識やご経験を活かして、積極的なご意見をお願いいたします。

3. 委員の紹介

飯盛副課長

次に、次第の【3番 委員の紹介について】でございます。本来ならばご紹介すべきところですが、時間の都合上、資料の2の名簿の方でご確認いただければと思います。

なお、本日出席の委員の方々の出席数についてですが、小城市都市計画審議会条例第7条第2項に、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」となっております。本日は、審議会委員10名のうち7名の方にご出席いただいておりますので、本審議会勉強会は成立しますことをご報告いたします。

4. 委嘱状交付

飯盛副課長

続きまして、次第の【4番 委嘱状交付】です。時間の都合により、委員の皆様を代表して後藤委員に市長より交付します。委員の皆様には、机の上に委嘱状を配布させていただいております。

市長【委嘱状交付】どうぞよろしくお願いいたします。

飯盛副課長

はい、ありがとうございました。ここで市長は公務の都合により退席させていただきます。

市長

よろしくお願いいたします。

5. 会長及び職務代理者の選出

飯盛副課長

続きまして、次第の【5番 会長選任について】でございます。

小城市都市計画審議会条例第6条第1項の規定に、「審議会に会長1人を置き、会長は、識見を有するものにつき任命された委員のうちから、議員の選挙によってこれを定める。」とあります。委員の更新につき再度会長を選任する必要がありますが、いかがでしょうか。

A 委員

後藤先生でいいんじゃない。

飯盛副課長

ありがとうございます。それではですね、1号委員の佐賀大学准教授後藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同、了承)

ありがとうございます。失礼しました。後藤教授です。

それでは、後藤会長、よろしくお願いいたします。こちら会長席の方にお願います。

はい。続きまして、【会長職務代理者の指名】に移りたいと思います。小城市都市計画審議会条例第6条第3項の規定に、「会長に事故があるとき、または会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名する委

員がその職務を代理する。」とありますので、会長は指名をお願いします。

後藤会長

はい。そうしましたら、名簿にあります一号委員の松尾陽好さんをお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

(一同) はい。

飯盛副課長

はい、ありがとうございます。松尾委員はですね、本日ご欠席されていますので、事務局の方でお伝えさせていただきます。

6. 配布資料の確認

飯盛副課長

それでは、次第の【6 番 配布資料のご確認】をさせていただきます。配布資料一覧をご覧ください。それぞれの資料には右上に番号を振っております。

資料 1 次第、

資料 2 都市計画審議会委員名簿、

資料 3 議題 1 遊水地事業地図、こちらは番号を振っておりませんので、航空写真、この地図になります。

資料 4 議題 1 「広報さくら」、こちらも資料番号を振っておりません。市報のコピーになりますが、この資料ですね。

資料 5、 多久佐賀道路パンフレット

資料 6、 報酬振込口座、こちら、本日の振込み、報酬の振込みがある方のみですね、配布しております。

また、この一覧表にはですね、掲載しておりませんが、当日の追加資料として、小城市都市計画審議会条例と委員のみなさまには委嘱状を机上に配布しております。資料がお揃いでない方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

7. 審議会勉強会の公開・非公開

飯盛副課長

続きまして、次第の【7 番 審議会勉強会の公開、非公開について】は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、「公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に図って行うものとする」となっておりますので、後藤会長にお諮りいただきますようお願いいたします。

後藤会長

はい。ただいま事務局より、本日の審議会の公開、非公開について決めてほしいということなので、皆さんにお諮りしたいと思います。市の指針の中では「審議会の会議は、小城市情報公開条例 第 7 条、かつこのいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開」となっています。

条例の第 7 条では、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものが行う事務、または

事業に関する情報で公表することで、当該事務または事業の性格上、適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるものなど、となっております。

本日は、勉強会でもありますし、特に秘することはないと思いますので、公開ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同) 了承

はい、ありがとうございます。それでは、公開ということをお願いいたします。

飯盛副課長

ありがとうございました。それでは、審議会、勉強会については公開で進めさせていただきます。なお、本日の審議会への傍聴の申し込みはあっておりません。

それでは、これより審議会勉強会に入ります。審議につきましては、都市計画審議会条例第7条第1項に「会長がその議長となる」とありますので、後藤会長、よろしくお願いいたします。

8. 勉強会

後藤会長

はい、それでは早速ですけれども、次第に従いまして勉強会を進めていきたいと思います。

今日は議題が大きく2つございまして、勉強会ということではありますが、主に小城市にとっては非常に重要な案件の勉強会と理解していますので、しっかり勉強、質問、ご意見など、また情報共有できればと思います。では、どうぞよろしくお願いいたします。

議題1. 小城市遊水地事業について

土井係長

はい、それでは、今回の都市計画審議会の研究会の方の説明をさせていただきます。都市計画課の土井と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明の方させていただきます。

改めまして、今回の勉強会ですね、本日直ちにこちらの審議会の方におはかりする案件っていうのはないところなんですけども、市内の方で実施予定されている、今後のまちづくりに影響が出るようなですね、事業の概略説明ですとか、今後審議会へお諮りする可能性があるような案件についての説明をさせていただきます。

それでは、現在、小城市内で整備が進められております牛津川の治水対策ですね。主に三里の山崎・右原地区で実施されている遊水地事業、こちらを中心にですね、ご説明を差し上げたいと思っております。お手元の資料、またはスクリーンの方ですね、ご覧いただければと思っております。

まずですね、牛津川についてですけれども、近年の豪雨災害の際、堤防からの越水ですとか排水ポンプの運転調整ですね、いわゆるポンプを止めるなどによってですね、この河川の流域を中心に市内の広い範囲で浸水被害というのがこれまで発生してきておりました。こうした浸水被害につきましては、市民の方々の生命、財産等へ大きな被害、影響を及ぼすということですね、河川の治水対策を早急を実施する必要があるという判断のもと、今回、遊水地事業を始めとした治水対策っていうのが現在進められているところとなっております。

牛津川遊水地、こちらについてですけども、この遊水地というのは一体どういったものかっていうところですね。こちらの、この広報誌のこの写真を見られた方がわかりやすいのかもしれないんですけども、まずですね、大雨で牛津川の水かさが増えてですね、牛津川の流域に設置している排水ポンプ、そういったものの運転調整であるとか、越水する、越水が発生する恐れがある場合ですね、そういった洪水時に一時的にこの遊水地内ですね、こちらのエリア内に洪水の水を貯留することによって、この遊水地より下流にあるポンプの運転調整の例えば基準をしてる砥川 F、のあたりの水位を低減、減らすことによってですね、仮に令和元年の 8 月の洪水規模が同じように起きた場合でもですね、運転調整を回避して牛津川流域の浸水被害を軽減するというものになっております。

この遊水地はですね、小城町の三里地区ですね、上右原、下右原、山崎地区で整備が進められておりまして、面積が約 90 ヘクタール、貯水能力としては約 250 万 m³となっております。それに付随しまして、遊水地一帯の特に排水能力を高めるっていうことですね、こちらに現在、以前からあります山崎排水機場、こちらに代わる施設としてですね、下流、山崎側の下流の排水機場と、あと、こちらですね、上流側にも排水機場、排水ポンプを新設することとなっております。

この他にもですね、治水対策として河川内の土砂の掘削ですとか、河川っていうのがどうしても蛇行している箇所等ございますので、そういった堤防を、洪水を、たくさんの水が流れてきた時にもですね、流れややすくするために引きてなどですね、そういった整備を実施することによりまして、先ほど申し上げましたような、令和元年の 8 月の洪水で観測した時のですね、河川の推移っていうのを下げていくっていうことを目指しているっていう形になっております。

この治水対策の効果として、今、仮にですね、令和元年 8 月の豪雨時と同じ規模で雨が降った際ですね、1 つ基準点になる砥川 F 付近でどれくらい水位が下がるのかっていうのが、今のところ試算の中では約 1 メートル水位が下がるとなっております、この水位を低下させることができればですね、最初の堤防からの越水ですとか 排水ポンプの運転調整、そういったものの回避につながりますので、豪雨時の浸水被害といったものを減らすということにつながっていくと思います。

今回の遊水地の整備に関連しまして、上右原、下右原、山崎地区についてはですね、住み慣れたまち、地域から移転をお願いしている方っていうのが非常にたくさんいらっしゃいまして、市としましても、こうした方々のための、移転先としてのですね、土地の整備を進めておりまして、今年度、移転先用地の集団移転先としてですね、用地の保証契約が完了しまして、来年度内にですね、代替地の完成っていう形で造成工事を進めているところでございます。

また、この遊水地事業に伴うこのそうした移転っていうのはですね、個人さんだけではなくて流域内の企業の方にもお願いしている状況がございまして、その中でですね、今回新設されます、先ほどのこの辺りですね、上流排水機場あたりにですね、なるんですけども、平成開発様っていう企業様ございますけども、現在、廃棄物処理事業をこちらでされておりますけども、この事業に伴ってですね、既存社屋であるとか工場スペースが整備エリアに入ることですね、既存社屋の東側の方にですね、移転を予定をされてるといった状況になっております。

その際ですね、移転するにあたって様々な手続きが発生するわけですけども、そこでですね、この都市計画審議会に関連する手続きというのがございまして、そちらが、建築基準法っていうのがございまして、その中で建築基準法の 51 条というものがございまして。こちらの 51 条ではですね、都市計画区域内において

は、卸売市場であるとか、あとごみ焼却場とかですね、そういった 特定、特定用途のその建築物については、特定業種にかかる建築物については、都市計画においてその敷地の位置が特定しているものでないと、新築し、または増築してはならないということで、ある種その建築制限が記載されているところなんですけども、その 51 条のただし書きにおいてはですね、特定行政庁が都市計画審議会の議を得て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと 認めた場合は新築や増築をすることができるという形で規定をされております。

以前ですね、こちら平成開発様が今現在の社屋、工場を建設された際についてもですね、この 51 条ただし書に基づく許可申請をされまして、こちらの市の都市計画審議会へ諮問をいただいて、それに対して答申をさせていただいているという形になっておりまして、今回ですね、移転先、今のところの移転先の方法としては、既存社屋から、敷地からですね、数十メートル程度しか離れないということなんですけども、前回同様の手続きが必要になってくるという可能性があるということです。

現在ですね、平成開発様におかれましては、関係書類の整理であるとかですね、そういったものを実施されておりますけども、今後、申請書類等整われましたら、改めて、審議会の方にですね、51 条ただし書きに基づく許可についてお諮りすることになるかと思えます。その際はですね、委員の皆様にご審議の方をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、遊水地事業を始めとしました牛津川の治水対策にかかわる説明を終わります。

後藤会長

はい、ご説明どうもありがとうございました。都市計画審議会との関わりについては、終盤の方にご説明があった通りかなと思っています。前회가・・・

土井係長

29 年度ですね。7 年くらい前です。

後藤会長

審議する事項というのは、いくつか限られた中であるということです。はい、では質問。意見というよりも質問です。不明瞭なところを質問によって明らかにしていただいて、情報共有できればと思います。

C 委員

51 条でしたかしら。それをちょっとプリントアウトしてもらってことは可能ですか。まずは

後藤会長

今日？

C 委員

はい、今。すぐ。できないですか。

後藤会長

それはあれですか、それを勉強しようという趣旨ですか。

C 委員

そうですね。まず、どういう情報が要求されてる。申請する、許可を出すにしても、法的根拠が武器になって、それがちょっと知っときたいなと思いました。

後藤会長

今日共有した方がいいですか

C 委員

いや、どちらでもいいです。準備があればってことで。

後藤会長

ちょっと準備してる間に、他何かありますか。聞きたいことがあれば先に出していただいて。順番に。

A 委員

私も三里地区なんですけど、かなりの、そうですね、移転敷地が出来上がりつつあるそうなんですけど、もうすでにかなりの方がもうすでにその市外とか市内、他の地区あたりにもかなり移転されて、ちょっと空き家状態で、消えてるんですね。大体できあがるのがいつになるのか。ちょっと我々地元として、その立ち退きがあったところに道路を作るという話までは聞いてるんですが、多分、市民病院が多久にあそこに多分できるか、そのあたりぐらいまでできるかなと思っておりますが。無理かな。

後藤会長

基本的にはこれ、国、国交省の事業だと思いますけれども、わかる範囲でお答えいただけるかな。時間的なスケジュール。

建設課 永ノ間主査

すいません、小城市建設課遊水地対策係の永ノ間と言います。すいません、座ってちょっと回答させていただきます。

まずですね、その遊水地の集団移転先に関しましては、来年度の4月からですね、工事の方始めさせていただきますんですけども、一応、造成の完了はですね、令和6年度末を目標としております。で、遊水地事業本体のですね、いつぐらいになるのかっていう話に関しましては、今現在、国交省さんと個人さんでですね、個別の補償契約とかも話を進められているんですよ。で、あとは、その集団移転先のですね、その移転の目処とかもですね、できてからになってくるんですよ。ですので、ちょっと今明確なですね、いつまでに完成するかっていうところは、本体のその遊水地計画に関してはちょっとお答えできない状況にはなってます。

土井係長

すいません、私の方からですね、C委員の方からの51条の分ということで、今、51条の条文自体はこちらに出しております。で、審査の部分、これは法律上の、法律の条文なので、実際の審査はですね、市の方で持ってます、事務処理要領等ですね、書類が出てからその分で判断をする形になりますので、申請が出た後にですね、また審議会でお諮りさせていただきたいと思っております。

C 委員

ということは、まだ申請には至ってないっていう風に理解してよろしいんですか。

土井係長

その申請をされるための準備を今事業者さんがされてるっていう状況になります。

永田課長

今後出てくるだろうってことです。

C 委員

わかりました。でも、なんか文章見ると、やっぱりごみ焼却うんぬんとかって書いてあるので、やっぱりプリントアウトして見させてください。お願いします。

後藤会長

他にいかがでしょうか。

F 委員

すいません、私、牛津川のですね、もっと下流の方の牛津江川なんですよ。牛津江川にはずーっと三日月から流れてくるんですよね。多分友田の方とか。3つがあるんですが、なかなか、その牛津川の方のですね、水量が多くなれば、牛津江川の方からの 後ろ側に出す水っていうのがですね、やっぱり止められてしまうんですよね。だから、そこら辺の調整とかなんとかどうなんでしょうか。

熊谷建設部長

建設部長、熊谷です。

チラシの裏面の方に、砥川 F 付近の近辺の地図を載せています。確かに F 委員、友田地区にいらっしゃると思いますけれども、牛津川に支川っていうか、繋がっている川からの水を流すという形でして、その牛津川そのものの水位が高くなると、国交省の方でポンプ停止命令っていうのを出すようになってます。っていうのは、中国地方で堤防が決壊したことが、鬼怒川の方ですね、を受けて、堤防がもうもたないという判断をするための高さが、牛津の方、皆さんご存じですけど、ハイウォーターレベルと言って、そちらの方の高さまで来たらポンプ停止をするということになってまして、それを、そのポンプ停止になる前、1メートルの水量を下げようと。令和元年の大雨のような雨量が降ってもハイウォーターレベルまで届かないように 1m 下げるために、ポンプ停止をしないためのこの遊水地事業という風になっています。

この事業を行うことで、牛津川の流域の方、特に牛津の方のポンプ停止を避けてずっとポンプを回し続けることができるという状態を作るための事業という風に理解していただいた方がいいと思います。ですから、牛津江の方は管理がまた別になりますけれども、なるべくその被害軽減のためのこの遊水地という風に認識をいただければと思います。

C 委員

今は 1メートルだけ下げたいので、ハイウォーターレベルということで 1メートルを下げたいんだと、牛津のあの辺りで。で、そうしますとですね、ちょっと もうここまで工事が来てしまってるので、今更っていう感じがするんですけども。教えていただきたいんですが、この牟田辺（むたべ）の遊水地って、多久側にちょっと三里のこんど遊水地ができるところの、ちょっと上に牟田辺がありまして、その川、相当広い川があるんですね。で、その川をまたさらにぐっと上がっていくと、今度はダムがあるはずだという風に。で、その川だけ私、見させていただいたんですけど、結構いい、でも、掘削もちらっとやってらっしゃったけれども、そこですよ、いくら真ん中の三里を一生懸命やっても、1番上の方の上流にあたる、牟田辺の遊水地から上流にあるダムやら、その川とかをですね、しっかり管理しないと、浚渫（しゅんせつ）っていうんですか、もう大いに浚渫やってほしいなっていう風に私は感じた次第なんですけど、そこをせずに、真ん中だけ、牛津川の三里地区だ

けをカチャカチャってやっただけで本当にできるのかなっていう気が今更だからもういいですよ。どうでもいいんですけど、ちょっとごめんなさい。本当はですね、私、その辺もきちんとやった上でこの遊水地事業ってあったらなお良かったかなという風に思ってるんですけど、その多久の上にある、教えてください。

熊谷建設部長

はい、すいません。それはちょっとこれと割愛。この今日の勉強会とはちょっと離れることと、あと、国が六角川水系プロジェクトというのをやっておりますので、多久の方の浚渫、牛津川から上の上流までですね、浚渫は行ってます。はい。ですから、建設課の方に来て、六角川のプロジェクトを、一度資料をお渡ししますのでご覧になってください。よろしいでしょうか。これは国がやってる事業、その辺はですね、国がやってらっしゃる事業なので、ここの場で審議するということではないんですね。この事業に伴って今度新しく審議をする課題が出るかもしれないので、牛津川遊水地事業っていうのはこういう事業ですっていう勉強会を今日させていただいてますので。その事業そのもののその意見ではなくて、質問の方で、その事業の質問があるんだったら、建設課の遊水地対策係の方に資料を求めてください。お願いします。

後藤会長

そうですね、色々我々理解しとかないといけないんですけど、都市計画っていうのは基本的には陸域の話なのでですね、できればその辺り中心に質問していただければと思います。他にいかがでしょうか。

C 委員

2、3日前に遊水地を見に行っただけですけども、非常に、なんて言うかな、上右原となんか下右原との間の山を越える、こう道がありますよね。石畳。観音さんがあるところの。

後藤会長

ちょっとできれば図で。共有してほしい。

C 委員

いや、ちょっと、私もちょっとなんとも言いがたいんですけど、観音さんがあるところ。お宮さんみたいななんかあるかな。水がこう、わっと山の水が流れてきてるような。

A 委員

上と下の間のところやろうもん。

C 委員

あれの道なんですけど、あそこは遊水地計画に入っていないという。関係ないんですね。

後藤会長

ここに遊水地の線があるので、当然ここは入っていない。この図の通りです。

C 委員

確かにその図の通りなんですけども、私見てて、そこを大量に水が流れてて、なんでそこが遊水地にならないのかなって、ちょっと疑問だったもんだから。だから教えてほしいのと、うん、それとね、村の人たちが移転するために、農作業ができるようにと、山になんか土盛りして、山を削って土盛りして、倉庫とかが6棟とかありますよね。あれって大方出来上がってるんですけども、なんていうかな、あれだけの個数で足りるのかなと。割合でどうなのか、ちょっと教えてください。

熊谷建設部長

ちょっとまたそれもずれますけど、答えるとしたら仮倉庫なので。

建設課 永ノ間主査

すいません。まず、その遊水地の計画自体はですね、国交省さんの方がちょっと進められているところあるんですけども、ため池の付近のところをなぜ利用しなくて遊水地の計画にしなかったかっていうところに関しては、ちょっと地形だったりとかその辺りも含めて、ちょっと容量がですね、やっぱ足りないっていうところもあったりしてですね、多分そこは計画には入れられてないのかなと思うんですけども、ちょっと詳細なところはこちらの方でも、なぜそこまで入れなかったかっていう原因はちょっとわからないというところがあります。で、あともう 1 点目なんですけれども、仮の倉庫のところは工事がされてあって、それで足りるかどうかということなんですけれども、その分に関してはですね、その本当に仮の倉庫でありまして、で、今ずっと集落が、3 地区ですね、あって、そのところに堤防とかが、ずっと集落のところに堤防が、遊水地の堤防ができるんですよ。で、その付近にですね、なんて言いますか、前行って説明します。

(移動)

すいません。その農業用仮倉庫ってところをちょっと上に作られるんですけども、そこはもう一時的にですね、その仮倉庫ってところを国交省さんが準備をされてるんですよ。で、実際ずっとここ堤防があるんですけども、同じようにですね、青い線があるぐらいのところですね、同じ高さでですね、堤防作られるんですよ。一時的に河川の方から水を入れてですよ、水をためるもんですから貯めるんですけども、その工事をされている間ですね、実際、なんて言いますかね、農業用の倉庫は、一旦農地の近隣のところにですね、仮倉庫という形で移転させて、で、その線形のところにですね、また本倉庫を立てる間ですね、一時的なちょっと仮倉庫ということとされてあって、で、その実際の地区の人からの希望に基づいて準備をされてあるみたいなので、足りないということはないかなと思ってます。

C 委員

すいません。

後藤会長

たくさんありますか。いくつかあるんだったら、いくつか先に言ってもらったらいと思うんですけど。はい、どうぞ。

C 委員

はい、その辺はよくわかりましたけれども、その、なんで 2 度手間するのかなって思いはちょっと今よぎってます。いいです。今度、右側の方の話になるんですけど、山崎側の川沿いのところに、そこに、山右側の集落の下の方に、なんだったっけ、竹下製菓。竹下製菓の水くみ場っていうのがあって、かなり老朽化してて、それは今後どういう風にされるのか、ちょっとわかってたら教えてください。

後藤会長

わからなければわからないでいいですよ。民間の施設だから。

C 委員

映ってないかな。画面に映ってない。まだ、コンクリートでできた。

建設課 永ノ間主査

竹下製菓さんのところですよ、その浄化施設があるんですけども、その分に関しては、詳細に関してはまだうちの方も竹下さんのご都合になるのでわからないんですけども、ご移転というかですね、聞いております。

C 委員

わかりました。

後藤会長

ほかいかがでしょうか。

私、事前にこう話聞いて、例えば道路の付け替えがあるのかとか、そういったものが都市計画審議会の場では、ないですか。個人的には本当にこう、なんて言うんですかね、遊水地のために、複数の方が移転せざるを得ないという状況は、本当になんかどう考えていいのかなと思わなくもないんですけども。ぜひひって移って、新しい暮らしを、生活する、これ個人意見になりますけど、より良い、少しでも、なんなんですかね、コミュニティが維持されるとか、住宅はもちろん住まいとしては移るんですけど、コミュニティみたいな話とか、さっきからちらっと出ているような農業とか生業の部分ですね、それあたりもなるべくこうなんて言うんですかね、スムーズに移行したらいいなどは思いますけれども、これ個別に進んでることであったり、色々複雑な問題が絡んでるので、ここで何か議論できるってということでもどうもなさそうかなって風に感想を持っております。

いかがでしょう。何かせつかくですから、ご懸念していることがあれば質問していただいて、ちょっと共有してもらってもいいかなと思いますけども大丈夫ですか。

A 委員

2年後か3年後ぐらいになるとかな。

後藤会長

遊水地事業完了ですか。

A 委員

今の右側の青いところに道路ができ、今の道路は全部もう水没なんで、そこに道路ができる。今、住宅地、山の際のところ。そうなんです。

C 委員

旧道を使うって聞いたんですけど、旧道は残すと。

熊谷建設部長

でもそれは県道ではない。県道がその堤防の役割を果たすので。

A 委員

最終的に道路は作るんでしょ。

熊谷建設部長

作ります。

A 委員

3年後くらいにしかならんやな。

後藤会長

ちょっと、じゃあ、僕も本当に素朴な質問。堤防の上に道路ができて、堤防と山の間の土地は何？今ここにずっと家がありますよね。この辺りは全部道ができるイメージ？

熊谷建設部長

山際につける。

永田課長

堤防高ぐらいでずっと道ができるってということですよ。この河川の堤防高ぐらいで道、山付きでこう道ができるってということですよ。

後藤会長

堤防という言葉がわかりづらいですね。堤防と同じ高さの県道を、国交省的には、こう囲い込むから、こっちも堤防って言って。その上に道ができる、そういう理解でいいですか。

職員

そうですそうです。

C 委員

高さはどのぐらいなんですか。

熊谷建設部長

場所によって違うので、最高高いところで2.何メートルぐらい。

後藤会長

道は、だから、堤防の上もあれば、ちょっと動いたりとか、そこはまた線形はあるんですよ。

熊谷建設部長

ちょっと今、それが全部何メートルですよっていうのは、ちょっと言えない。

後藤会長

それと、あと、これは僕の理解、僕の知ってることで、もし間違ったら指摘していただきたいんですけど、この調整地っていうのはあくまで大雨が降った時に使う。普段は何ごともなかったように農業もされるし、道というか、県道という位置付けじゃない道は残るとすると、そこに立ち入れない？どうかな。

永田課長

立ち入れます。農作業の時とかに入らなきゃね。どういう道ができるかはわからんとよね。まだ旧道が。

A 委員

今の道はつぶさんとやろうもん。

永田課長

そいは分からん。残すのかどうなのか。農作業としては確保しとかんばいかんけん。

後藤会長

普段から水が浸かってるわけじゃないですよ。

A 委員

今住宅地が立ち退きやっていると道を作る。

永ノ間主査

そうですそうです。

後藤会長

それがずっと県道としての管理じゃないから。なんて言うんですか。県道じゃないんでしょ。

永田課長

農作業用道路。

熊谷建設部長

県さんとの話し合い。

後藤会長

今からどうなるのか。ぼこぼこのままずっと放置されるかもしれない。

A 委員

今は補装してあるけど。

永田課長

将来的にね。

A 委員

市道かなんかに管理してもらわんと。

後藤会長

これはだから、私も全然わからないけど、何年に1度ぐらいここに水が越水するのかとかいうのは、多分いろんなシミュレーションされてるはずなんで、詳しくはそっちに聞くしかないですね。

A 委員

この前も向こうの六角川は2度浸かったでしょ。その時も。こっちもかなりもう右原の1番奥のあたりまで浸かった。

後藤会長

一部越水してましたもんね。

はい。よろしいでしょうか。はい。そしたら、時間もありますので、次に移りたいと思いますけれども、議題2についてお願いします。

議題2. 多久佐賀道路について

土井係長

それではですね。次に、議題の2つ目で、現在、小城市において、こちらも国の方で事業を行っていたいております多久佐賀道路1期についてご説明申し上げます。お手元のパンフレットかスクリーンの方、ご覧ください。

まず初めに、こちらの道路整備の目的ですとか経緯などについて簡単にご説明申し上げます。

多久佐賀道路につきましては、佐賀唐津道路の一部区間でございまして、有明海沿岸道路と今後連結するということを予定しております、それによって唐津港から九州佐賀国際空港などの広域交流の拠点と連結することによって、人や物資の交流促進でありますとか効率的なネットワークの形成、さらには、

一般国道のですね、慢性的な交通混雑の緩和でありますとか交通安全の確保を目的とした道路となっております、こちらの事業のですね、これまでの経緯については、こちら、平成 10 年にルートの承認がされておまして、平成 15 年に整備区間の指定、そして 28 年にこちらの都市計画決定がされておまして、その後、1 期の区間の事業が国において実施していただいているという状況になっております。

この多久佐賀道路についてですけども、冒頭説明しました唐津市から佐賀市に至る約 40 キロの地域高規格道路佐賀唐津道路の一部という形で、設計速度としては 80 キロの 4 車線の自動車専用道路として計画をされております。現在ですね、こちらの多久佐賀 1 期につきましては一部区間を除きまして設計協議まで進んでいる状況でございます、今後ですね、用地測量等が実施されていくんではないかなという形でやっております。

次にですね、この多久佐賀道路の分で小城市内にインターチェンジがどうなるのかというところですけども、こちらにつきましては、市内に 2 か所のインターチェンジを計画されておまして、1 つは国道 203 号のですね、こちらですね、(仮) 三日月インターという形になっておりますけれども、もう 1 つがですね、小城駅の南側に予定されております(仮) 小城インターですね、こちらも仮称になっておりますけども、計画されております。

次に、この都市計画審議会に関連する部分でご説明をさせていただきますと、さきほど、小城インターについてはですね、こちら既設の道路というものが無いので、アクセス道路というものを市の方で今後整備をする予定となっております。

多久佐賀道路の分については、都市計画道路名で言うと、現在小城三日月線として都市計画決定をしておまして、こちらのですね、都市計画道路の北側にはですね、既に都市計画決定されている道路が複数ございますけども、そういった道路を含めたですね、市内の道路ネットワークの形成というのが今後必要になってくるという風に思っております。

そうしたことからですね、この小城インターのですね、アクセス道路についても、今後ですね、都市計画道路としての都市計画決定を予定をしておまして、来年度からですね、1 度、平成 28 年度にこのアクセス道路の予備設計というものを行ってんですけども、そちらのですね、検証等を進めていながらですね、今後このアクセス道路の部分の都市計画決定というのを行っていくという予定をしておまして。その都市計画決定を行う際にはですね、またこちらの審議会の方に 諮問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上が、多久佐賀道路 1 期にかかる現状の説明となっております。

後藤会長

はい、ありがとうございます。それでは、質問。

C 委員

そうですね、今ざっくりと説明していただきまして、ありがとうございます。

アクセスロードの予備設計をしたいんだということで、小城の IC ということで、その、その図っているのは拝見することはできますか、閲覧でもなんかできますか。前の、前にされたように、ちょっとおしゃったように思うんですけども。

永田課長

今じゃなくていいですか。

C 委員

あともってでいいです。

永田課長

一応、それが本当じゃなくて、これで本当にいいかっていうのを今後調べていくんですよ。予備設計で来年度していくってことなんで。何案かの案はあるんですよ。その案を決定しながら、都市計画決定道路を決めていく。

C 委員

未完の案みたいなのを拝見するってことはできないんでしょうか。ビフォーアフターだけでいいです。

永田課長

閲覧だけでいいですか。コピーとか。

C 委員

本当はコピーして下さったら。

永田課長

コピーはちょっとあれかな。それが決定っていったらいけないので。

C 委員

閲覧させてください。あとでまた日にち打ち合わせさせてください。以上です。

後藤会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。

A 委員

高さはどれぐらいあるの。

永田課長

本線ですか。説明会の時、言われてたのは、10 メーター。高さが 10 メーターぐらいになるだろうっていう。説明会があってるんですよ、地権者の。その時にそういう質問があつてですね、その時 10 メーターって言われたと思います。10 メーターやっつろ。

C 委員

私は 8 メートルって聞いてるんですけど、どちらが本当ですか。

永田課長

説明会のとき 10 メートルぐらいになるって言いよんさつたよね。

飯盛副課長

場所とか工法でもまた変わってくるんですよって話ですよ。

後藤会長

非常に素朴な疑問いいですか。道路の名称っていうのはもうこれは決まって、多久佐賀って、小城がないんだけど、言葉はないんだけど、多久佐賀道路なんですよ。ちなみにだけど、1 期、2 期、これが何期まであって、どこに繋がるんですか。

永田課長

1期、2期までしかなかる。

土井係長

そうですね、今こちらの図面で申し上げますと、この、ここが今1期と言われてる部分ですね。ごめんなさい
ここ。で、ここから、203のこの先から嘉瀬の方に繋がっていくところが2期になるかと思います。

後藤会長

最後、つながる？道路の名称って、なんかその工事業者の役所的なネーミングで、最後なんかわかりやすくなったらいいと思うんですけど、こういうもんなんですね。

A委員

新しくできるんじゃないですか

後藤会長

今。だからここで繋がるけど、こっちにはこれが東多久バイパスって言葉があるんですね。じゃあ、その、接続するから、またこの名前は変わってくるかもしれない。工事区間の名称ですね。

土井係長

全体の道路の名称としては、佐賀から唐津までで佐賀唐津道路。

後藤会長

この工事関係区間としてこういう名前があるんですね。いずれ終わったら消えていく可能性があるんですね。いや、よくわかんないですけど。

熊谷建設部長

今工事主体は1期までは国って決まって、先が決まってないので、どうしても1期とか2期とか言い方をしてるので、で、通ったら、ただ唐津道路と。おそらく。

後藤会長

だから、小城の市民の方に説明する時に、なんか名前大事じゃないかなとちょっと思いました。

はい。他はいかがですか。

A委員

もうなんかダイハツのところ、できよろっやろが。逆にあっちが早くなかろうか。

熊谷建設部長

県がされてあるのは早いですね。

後藤会長

今すごいですね。嘉瀬のあたりが。どンドン、こう、工事っばい。

C委員

私も、素朴な意見なんですけども、この多久東道路を、なんでしたっけ、ここも通るんですけども、

後藤会長

東多久バイパス。

C委員

東多久バイパスと接合したような形でこう分かれていくんですけども、そのものすごい橋げたが 8 メートルも 10 メートルって、すごいけども、そういう風に、どこか、なんていうかな、参考にされてるところってありますか。私よく新幹線乗るとき、ものすごい高いところを見るんですけど。

永田課長

それは国がするんで、されるんで。はい。今回言ってるのは、インターへどうアクセス道路をして、それを都市計画決定を打つという前の勉強会なんで。

C 委員

でもいくら国のことでも知っときたいなと思うところなんで、どこを参考にしてこんな 8 メートル 10 メートル。

A 委員

(有明海) 沿岸道路じゃないですか。あのへん。

C 委員

まあいいです。ありがとうございます。

後藤会長

はい。他にいかがでしょうか。

あと質問かな。答えなかったら答えないけど。県道のこの佐賀外環状線、これ県道ですよ。緑がずっと来て、これはここで止まっちゃってるんです。この辺りの話と、この辺りに付け替えて多分絡んでくるような気もして。なんでこれをここで止まってるのかわかりますか。

土井係長

そこから南は市道になってるんです。市道になってるんですけど、ここの公園に行く手前まではですね、以前にも都市計画決定を打ってるんで、市道の中で都市計画を決定を打ってるところがあるという形です。で、県道としては、ここまで、ここの畑田の交差点のところで終わってるんですけど、そこから南は市道で管理してるって形です。

後藤会長

だから、市として、ここ、都市計画道路になっているので、幹線的な道路としての位置付けはあるということ。これはここまで来てるんでしたっけ。

土井係長

実際はですね、この辺りまでです。はい。

後藤会長

これを廃止したんだっけ

土井係長

いや、廃止したのはですね、現道がない部分です。既設で現道がある部分では、ここの小城公園からですね、東の方に行く道路の部分だけは。はい。細い道路については廃止したんですけど、残りはもう全て現道ができてない、未着手状態だったものをも整理させてもらったって形です。

A 委員

警察の上の方は。十字屋のところからむこうは。裏に行く。だいぶ広くなるとやろ

土井係長

そこはですね、都市計画道路ではないんですけども、市道の改良で途中までですね、幅員が広がっている場所がございます。

A 委員

最後、あそこで国道までつながる。

熊谷部長

むら雲さんのところですよ。あそこは繋がってますが、拡幅はおこなわれてないです。はい。あその岡町と。

永田課長

下に行くほう。正徳町。

A 委員

陣内造園から横さ行って。あれが今広うなりよるやん。

熊谷部長

広うはなっとらんです。あその縦道なんやったかな。岡町じゃなくて。

永田課長

正徳町に下るとこまで広がってます。

熊谷部長

ただ、グリーンベルト作ったりとか、今工事してるのは下水道関係が工事してるのでやってみたりとか、側溝とかをちょっと付け替えたりとかはしてます。はい。ちょっと狭かったのです、側溝に蓋して車が乗れるような感じで。はい。それぐらいしかしてない。

C 委員

ついでに聞いていいですか。本町のあそのあのストリートをエクステンションしたのはいつ頃からなんですか。マクドの前の辺りから駅まで。

永田課長

平成 11 年じゃないかな。

C 委員

平成 11 年にプランニングしてるんですか

土井係長

すいません、正確にですね、都市計画決定がいつかっていうのは、ちょっと今資料持ち合わせてないので。

C 委員

オッケーです。はい。

後藤会長

あと IC が今ここは決まり？つまり 8 メートル 10 メートルあるので、点々ってなっても降ろしてこないといけないんですよ。で、ここに要はなんだ、降り口が出て、上りと下りでどうなるんですか。交差点ができる、橋がかかるみたいなイメージしとけばいいですか。

土井係長

有治とかのですね。インターをイメージしてもらった方がいいかもしれないです。

永田課長

久保田とか。

後藤会長

降り口と上り口が丸のところ。あそこの部分は面積的にもなんかちょっと広くなったりとか、そんなイメージですね。

個人的にはやっぱり、さっき 8 とか 10 とかって話がありましたけど、景観的にはこっちとこっちをかなり分けるような強い構造物であることは間違いないので、そういうもんですよね、道路っていうのは。高規格、高規格道路です。

土井係長

こちらが実際の都市計画道路の計画線になるんですけど、ちょっと三日月の方でよろしいですかね、ここから、今のこの 203 の方からですね、こうやって入っていく。唐津方面に行かれる方はこういうルートで入っていくという形で、逆に唐津方面からここへ降りられる方は、北に登られる方はこうですし、南は右折レーンの方からこういう形で降りていくと、こういうアクセスのインターが三日月と小城にできるっていうイメージです。

後藤会長

結構近いですね。

土井係長

インターの位置ですか。

後藤会長

近くないですか。わかんない。その。感覚的な話ですけど。

土井係長

そうですね、どれぐらいかな。

永田課長

1.3 キロ

土井係長

約 1.3 キロなんで。先ほどのパンフレットで言いますと、ここの多久東に作られるインターが 4 キロ、小城インターとの間が 4 キロに対して、三日月と小城の間だと 1.3 キロっていう形なんで、多久東と小城の間隔から言うと、ま、近いのかなっていう印象は受けるかなと思います。

A 委員

人口具合で違うじゃないですか。あのへんが人口。

後藤会長

そんなもんかな。今ある久保田と、終点が近いっちゃ近いですよ。

永田課長

嘉瀬。

A 委員

あと芦刈。芦刈も 2 か所ある。

後藤会長

だから、便利になるっていうのはなるし、通過されるっていう懸念もないわけではないっていうのが、道路の。

他にいかがでしょうか。

永田課長

線路の上を超えていきますよね。国道も山と山を渡るような感じかな。線路の谷をわたる。

後藤会長

峠のところ。

はい、じゃあ、はい。それでは、質問等は出尽くしたと思いますので、よろしいでしょうか。はい、それでは、ありがとうございました。

それでは、議題はこれで終了ということにて進行をお返します。

9. 閉会

飯盛副課長

はい。後藤会長、ありがとうございました。委員の皆様、本日はですね、多くのご意見等いただきましてありがとうございました。

それでは、これを持ちまして小城市都市計画審議会勉強会を終わらせていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。